

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 弁財深谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	熊谷市弁財寺前一六二番一地先から 同市上須戸字水久保一〇一四番二地先	区 間
五・一三〇・二〇・三〇	五・一三〇・一四・七〇	敷地の幅員 (メートル)
八二五・〇〇		延長 (メートル)
道路改築工事による。		備 考